

計 画 変 更 申 請 手 数 料 算 定 表

増築部分の床面積（A）	m ²	* 床面積に増部分と減部分がある場合は増部分を記入
-------------	----------------	---------------------------

既計画部分の変更に係る床面積算定			
番号	内容	床面積算定式	床面積（m ² ）
1-1	敷地に関する事 算定基準 建築面積		
1-2	建築面積 算定基準 建築面積		
1-3	高さ又は階 算定基準 変更される部分の床面積		
1-4	床 算定基準 変更される部分の床面積		
1-5	階段 算定基準 水平投影面積		
1-6	柱、はり又はけた 算定基準 荷重負担床面積		
1-7	壁 算定基準 変更される壁長さに対する床面積		
1-8	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井 算定基準 水平投影面積		
1-9	開口部 算定基準 開口部面積（前後で大きい方）		
1-10	土台、基礎又は基礎ぐい 算定基準 土台、布基礎 一壁に準じる その他の基礎又は基礎ぐい 一柱に準じる		
1-11	小屋組 算定基準 水平投影面積		
1-12	斜材 算定基準 水平投影面積 ただし壁に含まれる場合は壁の変更		
1-13	建築設備 算定基準 水平投影面積 防火壁一壁に準じる		
合計（B）			m ²
上限床面積（C）			m ²

手数料算定対象床面積 A + (B 又は C の小さい方) ÷ 2	m ²
計画変更申請手数料	円

2	(A) および (B) が 0 m ² の場合 算定基準 30 m ² 以下とみなす。	計画変更申請手数料 12,000円
---	----------------------------------------------------------------------	----------------------

●計画変更に係る床面積算定の取扱い

第1 計画の変更にかかる部分の床面積(増加する部分を除く。)の算定方法は次のとおりとする。

1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

1	敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更	申請に係る建築物の建築面積
2	建築面積の変更	変更される建築面積
3	高さ又は階数の変更	高さを変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
4	床の変更	変更される部分の床面積
5	階段の変更	変更される部分の水平投影面積
6	柱、はり又はけたの変更	当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合に合っては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))
7	壁の変更	当該壁のある床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
8	屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積
9	開口部の変更	変更される開口部の面積
10	土台、基礎又は基礎ぐいの変更	土台、布基礎又はこれに類する基礎にあつては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあつては柱に準じて算出された面積
11	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
12	斜材	変更される部分の水平投影面積ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出された面積とする。
13	建築設備(建築基準法施行令第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更	変更される建築設備の水平投影面積

2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあつては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

第2 第1の規定により算出した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の合計を超える場合に合っては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。